変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十五年九月十二日
名称　番所灯台
位置
所在地　福島県いわき市（番所）
北緯　三六―五六―〇八
東経　一四〇―五五―二九
変更した事項　一時塗色及び構造変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十五年九月十二日
名称　呉港広第三号灯浮標
位置
所在地　広島県呉港広区（呉港阿賀沖防波堤灯台の東南東方約一・三キロメートル）
北緯　三四―一三―〇一
東経　一三二―三六―三四
変更した事項　光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十五年九月十二日
名称　呉港広第四号灯浮標
位置
所在地　広島県呉港広区（呉港阿賀沖防波堤灯台の東方約一・六キロメートル）
北緯　三四―一三―〇九
東経　一三二―三六―四六
変更した事項　光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十五年九月十二日

○関東地方整備局告示第四百十三号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域
区間　敷地の幅員延長
成田市吉岡一三四二番五から山武市松尾町谷津二七九番二まで　変更前　〇・〇〇～二五六・〇四メートル　一八・七四〇キロメートル
(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第四百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域
区間　敷地の幅員延長
横浜市金沢区片吹一一五番から同市金沢区片吹四四番まで　変更前　一八・一〇～二〇・七一メートル　〇・〇七六キロメートル
後　一八・一〇～二一・九二メートル　〇・〇七六キロメートル
(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第四百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百四十六号
(三)　道路の区域
区間　敷地の幅員延長
横浜市緑区長津田町字馬ノ背四三九七番四から同市緑区長津田町字馬ノ背四三九番一まで　変更前　一七・〇八～二六・九六メートル　〇・〇九五キロメートル
後　一八・七九～二八・二〇メートル　〇・〇九五キロメートル
(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第四百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百四十六号
(三)　道路の区域
区間　敷地の幅員延長
厚木市妻田東三丁目一〇五四番二から同市妻田東三丁目一〇五三番三まで　変更前　二五・六八～二九・五四メートル　〇・〇三一キロメートル
後　二五・六八～三〇・六三メートル　〇・〇三一キロメートル
(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第四百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域
区間　敷地の幅員延長
茨城県猿島郡五霞町大字江川字橋向三六九〇番一から同町大字江川字橋向三六八八番一まで　変更前　三三・九四～三三・九四メートル　〇・〇二〇キロメートル
後　四五・六三～四九・三一メートル　〇・〇二〇キロメートル
(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

供用開始の区間　図面縦覧場所
路線名　茨城県猿島郡五霞町大字江川字橋向三六九〇番一から同町大字江川字橋向三六三八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所
四百六十八号
供用開始の期日　平成二十五年十月四日